平成２８年（フ）第３７２号
仙台市泉区住吉台西３丁目15番地の10
債務者　高橋　帆波
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４０７号
仙台市宮城野区清水沼３丁目８番30号　清水沼アパート５、従前の住所仙台市宮城野区清水沼３丁目８番30号　清水沼アパート12
債務者　佐藤恵美子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４１６号
宮城県黒川郡富谷町成田３丁目21番地１
債務者　千葉　　裕
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４２１号
仙台市太白区鈎取３丁目21番12号　コーポ伊藤103
債務者　小泉　幸雄
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８５号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅38－５号、前住所茨城県那珂市杉149番地４
債務者　臼井　博子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２０２号
茨城県東茨城郡茨城町大字前田1677番地296
債務者　鴨志田　淳
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１５７号
金沢市中央通町５番11号　メゾン・ド・犀川303号、従前の住所埼玉県所沢市大字山口2472番地の15
債務者　輿石　**教**人
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７９号
金沢市久安１丁目239番地３　ベイシー201号、従前の住所京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西高田21番地６
債務者　**吉**田　祐二
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
静岡県賀茂郡東伊豆町片瀬６番地の１　片瀬館ひいな
債務者　外岡　　裕
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第１０３８号
愛知県津島市寺野町字郷19番地　アベリアまの102号
債務者　小笠原かおり
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５１号
大津市大江８丁目100番地の10　新風館203号室、前住所大津市滋賀里１丁目７番29号ニューパレス101号室
債務者　太田　大輔
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８４号
広島県廿日市市原甲366番地２
債務者　岡本　慶彦
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６１号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺３丁目53番地23　県営トリアーデ妙円寺１号棟201
債務者　藤田美千代
1　決定年月日時　平成28年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
鹿児島県鹿児島市真砂本町25番２号（メゾン福島203号）
債務者　城戸美智子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
鹿児島県鹿児島市伊敷１丁目21番15号（ルートＭ　402号）
債務者　隈崎　秀和
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
沖縄県那覇市牧志３丁目15番37－20401号　プレミスト牧志タワー国際通り
債務者　島袋　理沙（旧姓久高）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部